



# ストップ！滞納

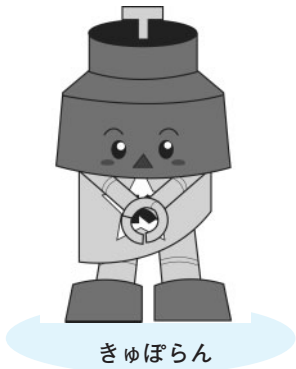
11月から平成24年1月は  
滞納整理強化期間です

市税は、市民の皆さんの福祉や教育、ごみの処理などのための貴重な財源であり、定められた納期限までに自主的に納めていただくものです。

多くのかたが期限までに納付していますが、残念ながら一部のかたは滞納している状況です。

市では、税負担の公平性と税収入を確保するため、集中的に滞納者に対する財産調査や差押えの強化など滞納の解消に向けた取り組みを行ってまいります。

納税者の皆さまには、納期内の納税にご協力をお願いします。



きゅぼらん

## 税金を滞納していませんか？

督促・催告にもかかわらず納税されないかたや、分納誓約を守られないかたなどに対しては、財産を調査の上、ご本人への事前連絡なしに、土地・建物、預貯金、給与、生命保険などの差押えを実施します。

差押えは、ご本人の信用にもかかわります。差押えを受ける前に完納いただきますようお願いいたします。

## 納税が困難なかたは

失職、極端な収入の減少、病気療養など、ご家庭の事情などで早期の納税が困難なかたは、納税方法について納税課に速やかにご相談ください。

※納税がお済みでないかたは、最寄りの金融機関などで速やかに納税してください。

問い合わせ・・・納税課

☎048(258)1110 FAX048(259)4541

～守るのは 気づいたあなたの その勇気～

# 11月は「児童虐待防止推進月間」です



児童虐待を防ぐためには、家庭や学校、地域などの社会全体が、児童虐待に対して関心を持ち、理解を深めることが重要です

## 虐待の連絡(通報) および子育ての相談

あなたの周りに「虐待を受けたと思われる子ども」を見つけたときは、市役所や児童相談所に連絡してください。  
また、ご自身が出産や子育てに悩んだときにも、ご相談ください。

一人で悩まずに  
相談してください

「**虐待で苦しんでいたら、  
がまんしないで相談して!**」

児童虐待とは、親などから心や体を傷つけられ子ども自身が耐えられないほどの苦痛を感じることをいいます。

何も悪いことをしていないのに、殴られたり、ごはんを食べさせてもらえなかったり、お父さん、お母さんから性的ないたずらや関係を強いられたりしていませんか？

心がつかったら、がまんしないで相談してください。



- 川口市 子育て支援課・家庭児童相談室  
☎048-257-3330 月～金曜日の8時30分～17時15分
- 埼玉県 南児童相談所  
☎048-262-4152 月～金曜日の8時30分～18時15分
- 休日夜間児童虐待通報ダイヤル  
上記以外の時間帯で緊急性のある児童虐待通報を受け付けます  
☎048-779-1154